

小金井市立公園等の樹木管理ガイドライン

令和 7 年 4 月 1 日

小金井市環境部環境政策課

目 次

1	策定の趣旨	1
(1)	市立公園等の現状と課題	
(2)	公園の質の向上について	
(3)	住宅都市にふさわしい質の高いみどりについて	
(4)	市立公園等の樹木管理の検討について	
2	策定の目的	2
3	対象範囲	2
(1)	市立公園	
(2)	滄浪泉園緑地	
4	関連計画等との整合性	3
5	市立公園等の樹木の現状と課題	4
(1)	公園の現状	
(2)	樹木の維持管理の現状	
(3)	樹木の現状	
(4)	倒木及びナラ枯れの状況	
6	公園のみどりに求められる機能	8
7	市立公園等の樹木の目指すべき姿	10
(1)	住宅都市にふさわしい質の高い樹木	
(2)	住宅都市における公園樹木のあるべき姿	
(3)	住宅都市における緑地樹木のあるべき姿	
8	市立公園等の樹木の管理の基本方針	12
(1)	中・長期的な視点での適正な管理	
(2)	市立公園等の種別毎の樹木管理目標	
9	市立公園等の樹木の具体的な管理方法	14
(1)	樹木の健全性及び地域住民の安全性の確保を踏まえた樹木管理	
(2)	点検の種類と内容	
(3)	剪定の計画	
(4)	公園・緑地の場所別の剪定の考え方	
(5)	剪定の時期	
(6)	剪定の種類と方法	

1 策定の趣旨

(1) 市立公園等の現状と課題

小金井市内には220（令和7年4月1日時点）の市立公園及び滄浪泉園緑地（以下「市立公園等」という。）が設置されており、市職員、指定管理者、委託事業者、環境美化サポーター及び市民により維持管理を行っている。

しかし、平成5年度以前に設置され、供用開始から30年以上経過した公園は112箇所（全体の5割）を占めており、樹木の老木化と高木化が進んで、樹木自体に衰退が起こっている状況である。

また、供用開始から30年以上経過した公園のうち74箇所（約7割）が300㎡以下の小規模公園となっており、市立公園等の周辺住民の方から寄せられる樹木の剪定や伐採の要望が、問い合わせ全体の約5割以上を占めている状況である。

(2) 公園の質の向上について

市立公園等は、散歩や運動の場、子どもの遊び場、地域交流の場及び火災時の延焼防止等の多様な機能を有しており、地域の魅力向上に資する有効な公共施設であるため、本市では、平成31年3月に「小金井市公園等整備基本方針」を策定し、「公園の質の向上」を基本方針として定めている。

(3) 住宅都市にふさわしい質の高いみどりについて

市立公園等は、市民にとって身近なみどりである一方、みどりの量を確保するだけでなく、住宅都市である本市のみどりは、安全で快適な場所として存在する必要があるため、本市では、令和3年3月に「小金井しみどりの基本計画」を策定し、住宅都市の中にあるみどりの在り方を見直し、定期的に人の手を加え、樹木の健全性の確保と人の安全性の確保の両面から、樹木を間引いたり、再生するなどの措置をとることにより、住宅都市にふさわしい質の高いみどりをめざすことを将来像として位置付けている。

(4) 市立公園等の樹木管理の検討について

市立公園等の樹木自体に衰退が起こっていることや周辺住民から多くの要望を受けている状況を受け、将来に渡って、市立公園等の樹木がもたらす恩恵を享受していくためには、今ある樹木をどのように今後管理していく必要があるのか、小金井しみどりの基本計画等では言及できていない具体的な管理方法について検討が必要となっている。

2 策定の目的

小金井市の市立公園等では、公園の種別により、樹木の目的や立地環境はそれぞれ異なっているため、樹木の現状や立地環境に応じた維持管理を計画的に実施していくことが必要である。

そのため、市立公園等の現状を踏まえた目指すべき姿を定めて、その目標に向けた公園の種別の管理計画や管理方法を定めるための指針として活用することを目的とする。

3 対象範囲

(1) 市立公園

ア 都市公園（都市公園法第2条に規定する市立の都市公園）

イ 都市公園以外の公園（児童遊園、子供広場）

ウ 都市公園以外の緑地（緑地、公共緑地）

(2) 滄浪泉園緑地（都市緑地法に基づき指定された特別緑地保全地区）

4 関連計画等との整合性

小金井市みどりの基本計画
 小金井市公園等整備基本方針
 小金井市立公園の設計及び維持管理基準
 公園施設の安全点検に係る指針（案）（国土交通省）
 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（国土交通省）
 生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引き（東京都）

小金井市立公園等の樹木管理ガイドライン

関連計画等との整合性を図るポイントは以下のとおりとする。

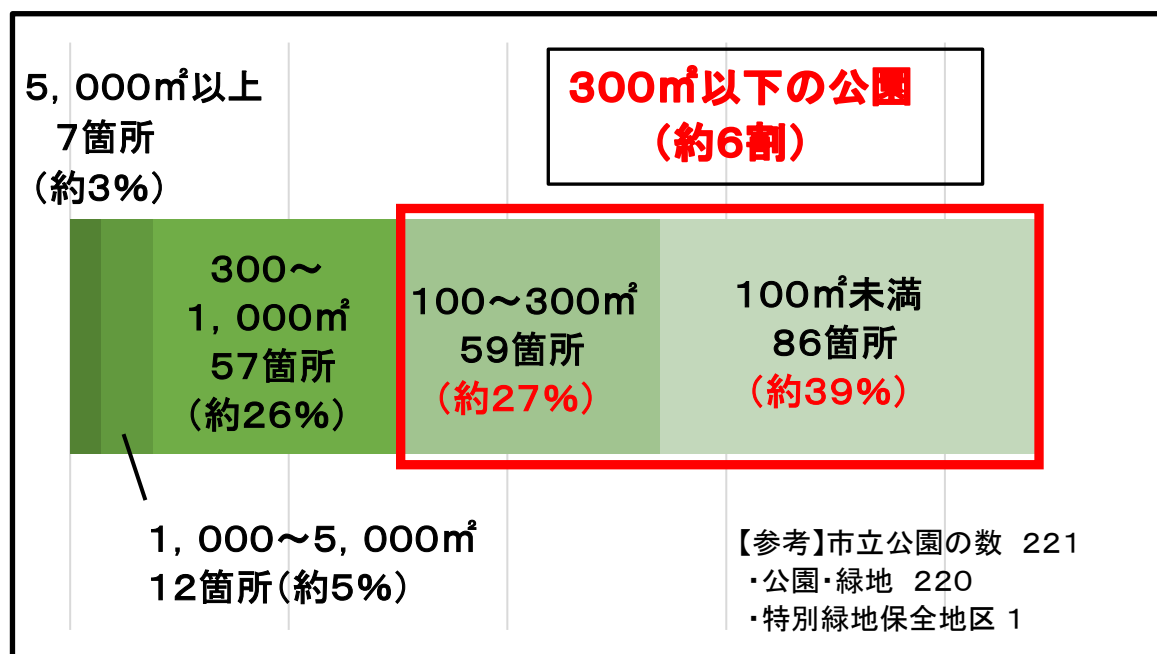
計画名称	公園・緑地に関連して整合性を図るポイント
小金井市みどりの基本計画（令和3年3月）	<位置付け> みどりの保全及び緑化推進のため、中長期的な視点で、その将来像、目標及び取組をまとめたもの。 （みどりの将来像）住宅都市にふさわしい質の高いみどりがあふれるまちを目指すために、定期的に人の手を加え、適正に管理する必要がある。 （都市公園等の整備及び管理の方針） - 公園等の植栽については、安全確保のため、老木や倒木の危険のある樹木は植え替えなどによる新陳代謝を図る。 - 市域を東西、南北につなぐみどりの軸を形成するため、みどりの軸の周辺の公園等については、生物多様性の確保や生態系ネットワーク形成を考慮して、植栽管理を図る。
小金井市公園等整備基本方針（平成31年3月）	<位置付け> 小金井市に相応しい公園等のあり方をまとめたもの。 （基本理念）小金井市民の住みよさ、定住につながる質の高い公園整備 （基本方針）公園等の総量は維持しつつ、質の向上を図る
小金井市立公園の設計及び維持管理基準（令和3年3月）	<位置付け> 公園等の適正な配置、整備及び維持管理について必要な事項を定めたもの。 （市立公園の設計及び維持管理）幼児・児童の遊び場という観点に留まらず、高齢者及び障害者の利用にも十分に配慮した施設となるよう配慮する。
公園施設の安全点検に係る指針（案）（国土交通省・平成27年4月）	<位置付け> 都市公園における安全・安心の確保を図るため、公園施設の状況を的確に把握し、適切な安全点検が行われるように考え方等をまとめたもの。 （都市公園の価値と安全性）安全性の確保と多様な公用の発揮を両立する必要がある。 （公園施設における安全性の向上に関する基本的な考え方）事故につながる危険性を予見する観点を持って安全点検を行う。

計画名称	公園・緑地に関連して整合性を図るポイント
都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)(国土交通省・平成29年3月)	<位置付け>都市公園の樹木の健全な育成を図りつつ、樹木を起因とした事故等を未然に防止し、公園利用者等の安全・安心を確保するための基本的な考え方をまとめたもの。 (基本的考え方) 樹木の点検・診断は、その結果行われる通常有すべき安全性の確保と、当該樹木の健全な育成や機能・効用の増進との両立を図る。
生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引き(東京都・令和4年6月)	<位置付け>公園・緑地で、生物多様性に配慮した整備・管理や市民が身近に自然や生きものと親しめる場所とするための事例をまとめたもの。 ・各緑地区分の特徴と整備・管理の方向性

5 市立公園等の樹木の現状と課題(令和7年4月1日時点)

(1) 公園の現状

本市の公園は全体的に小規模な公園が多いのが特徴で、300㎡以下の公園が146箇所(全体の6割以上)を占めており、とりわけ100㎡未満の公園は、86箇所(全体の約4割)を占めている。これは、公園の成り立ちが開発により提供された公園がほとんどで、改正前(平成19年2月)の小金井市宅地開発等指導要綱は100㎡未満のものも提供を受けていたこともあり、このような現状となっている。

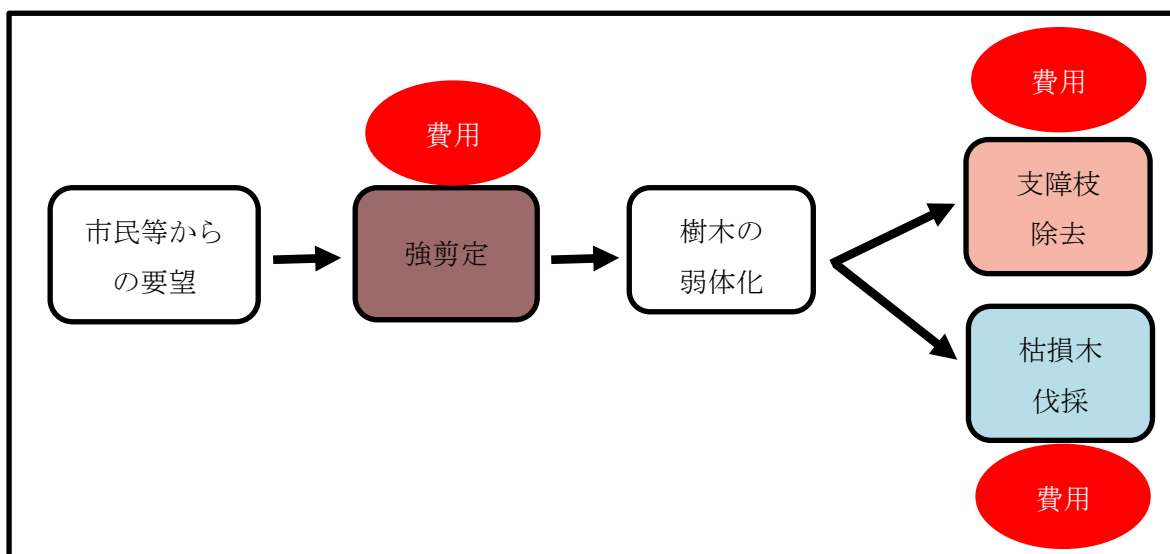


また、300㎡以下の公園のうち、平成5年以前に設置し供用開始から30年以上経過した公園が74箇所(5割以上)を占めており、樹木の老木化や高木化が進んでいる状況である。

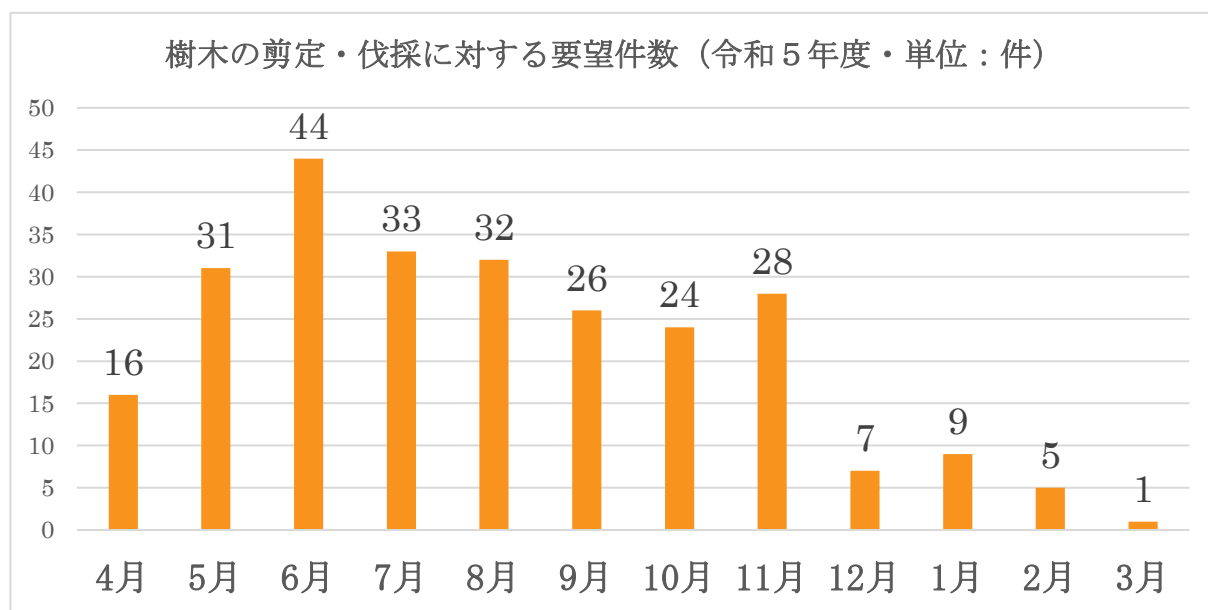
(2) 樹木の維持管理の現状

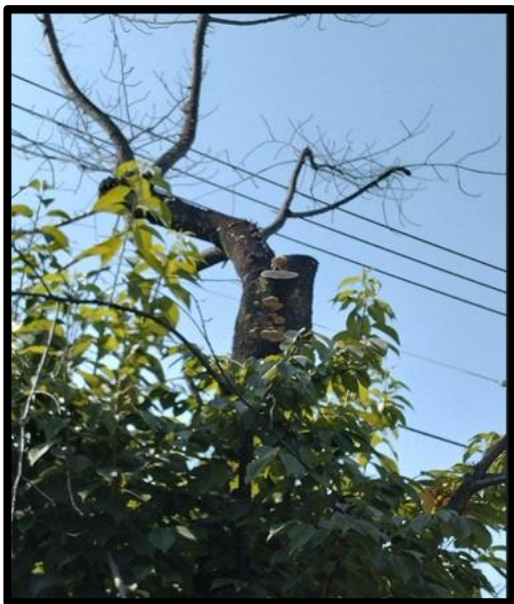
市立公園等の樹木は、限られた予算の中で維持管理しており、剪定の頻度も低く、公園の外に越境した樹木に対する市民等からの要望に対応するため、強剪定をすることも多くなっている。強剪定を繰り返すことで、樹木は弱くなり、剪定した箇所から枯れていくことも増え、支障枝の発生や倒木の危険を高めることとなる。

適切な剪定ができなかったことにより、強剪定費用だけでなく、支障枝の除去費用や最悪のケースでは枯損木により伐採費用等、二重、三重の費用が生じることとなるため、計画的に適切な維持管理をしていくことが必要である。



参考)
相模原市公園樹木等維持管理計画（2016, 相模原市環境経済局環境共生部公園課）





強剪定して枯れた樹木



民家に近いためぶつ切りにされた樹木

(3) 樹木の現状

公園設置から30年以上経過した公園では、生長の早いケヤキ等も多く植栽されており、高木化、老木化が進んでいるとともに、公園の周りを住宅に囲まれた300㎡以下の小規模な公園に幹周りが150cm以上の樹木が複数存在する等、樹木の生長を見据えた植栽管理が行き届いておらず、樹木が過密化し、弱体化も進んでいる。

公園の規模及び周辺環境に配慮した植栽管理や樹種の剪定が必要となっている。



小規模公園の高木化した樹木



住宅地に越境した樹木

(4) 倒木及びナラ枯れ等の状況

本市の公園は、住宅街の中にある公園が多く、枯損木などの倒木により、隣接する住宅への被害や道路を通行する車や歩行者への影響など、二次的な被害を生じ、損害賠償責任を負う事例も発生している。また、森林病害虫であるカシノナガキクイムシが樹木を枯死させるナラ枯れによる被害も発生している。

また、市内ではまだ報告事例はないが、他自治体では外来カミキリムシによる樹木への被害も報告されているので、倒木やナラ枯れ等を未然に防ぐために、日常的な目視による点検、周辺環境へ及ぼす危険を想定した未然の対応が必要となっている。

市立公園等での倒木本数

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
110本 (401,164円)	0本	2本 (0円)	0本	4本 (4,178,400円)	3本 (0円)

() は損害賠償額



公園内での倒木



倒木により道路を塞いだ樹木

市立公園等でのナラ枯れによる伐採及び対策本数

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0本	0本	1本(伐採) 1本(対策) (157,751円)	16本(伐採) (4,015,343円)	0本	1本(伐採) 20本(対策) (2,420,000円)

() は伐採・対策に要した委託費用



ナラ枯れによる被害



ナラ枯れ対策

6 公園のみどりに求められる機能

市内にある公園のみどりは様々な機能を有しており、その機能を効果的に発揮させるためには、機能に応じた適切な維持管理や対策が必要となる。

公園のみどりが有する機能は、下表に示すとおりである。

なお、整理にあたって、みどりに求められる機能の例として、「これからの社会を支える都市緑地計画の展望—人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書—」（2016，国土技術政策総合研究所緑化生態研究室）の下表を参考とした。

図表-1.16 新たな社会的ニーズと対応する緑の機能・役割

分類	社会的ニーズ	緑の価値	緑地に求められる機能の例	
環境面	環境共生社会	存在	温室効果ガスの吸収	みどり・環境 に係る機能
		存在	ヒートアイランド現象の緩和	
		存在	都市における生物多様性の確保	
		利用	環境教育，自然とのふれあいの場	
		利用	再生可能エネルギーの活用	
社会面	安全・安心の確保 (防災・減災)	存在	大規模火災発生時における延焼防止	くらし・社会 に係る機能
		存在	都市水害の軽減	
		存在	津波被害の軽減	
		利用	避難地・復旧活動拠点・帰宅困難者支援の場	
		利用	災害伝承・防災教育の場	
	健康・福祉の向上	利用	散歩，健康運動の場，介護予防	
		利用	子どもの遊び場，子育て支援	
		利用	緑の景観形成によるストレス軽減，森林セラピー	
	地域コミュニティの醸成	利用	人の集う場，地域の活動の場(祭りなど)	
		利用	コミュニティ(ソーシャルキャピタル)の醸成	
		利用	地域の自然観・郷土愛の醸成	
経済面	経済・活力の維持	存在	良好な環境・景観形成による不動産価値の向上	くらし・社会 に係る機能
		存在	良好な環境・景観形成による都市の魅力・競争力向上	
		利用	都市農業の振興(生物資源の生産の場)	
		利用	観光振興	

出典) これからの社会を支える都市緑地計画の展望—人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書—（2016，国土技術政策総合研究所緑化生態研究室）

表 各種みどりに対して重視する機能

対象	主に重視する機能													
	みどり・環境に係る機能				くらし・社会に係る機能									
					防災			健康・福祉		景観		地域活性化		
	温室効果ガスの吸収	ヒートアイランド現象の緩和	生物多様性の確保	環境教育、自然とのふれあいの場	火災時の延焼防止	水害の軽減	避難地等の場	散歩、健康運動の場	子どもの遊び場	良好な景観形成によるストレス軽減	良好な景観形成による地域の魅力向上	地域の活動の場（祭りなど）	コミュニティの醸成	郷土愛の醸成
都市公園	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	◎	◎	○
児童遊園・子供広場		○	○	○	○			○	◎	◎	◎		○	○
緑地・公共緑地	○	○	◎	○	○	○		○		◎	○	○	○	○
滄浪泉園緑地	○	○	◎	○	○	○		○		◎	○			○

※◎は特に重視する機能（各対象最大上位3つ）

7 市立公園等の樹木の目指すべき姿

(1) 住宅都市にふさわしい質の高い樹木

樹木は定期的な剪定や伐採、植え替えが必要である。狭い土地の樹木や、公園、道路など常に人が利用する場所の樹木は、大きくなり過ぎたり、過度に干渉し合ったり、弱っている場合には、樹木の健全性の確保と人の安全性の確保の両面から、樹木を間引く・再生するなどの措置が必要である。

住宅都市である本市においては、市民の安全な暮らしを守るために、まちなかの樹木をこまめに剪定・伐採するなど適切な維持管理を行い、景観などに配慮したみどりの質を向上させることが必要である。



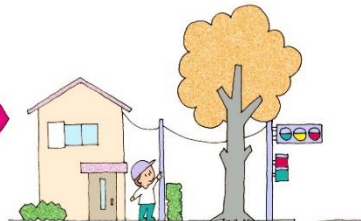
立派な大木だが損傷しており、倒木による近隣住宅の破壊などの危険性がある。



保全が難しい場合は、感謝をしつつ伐採し新陳代謝を図る。



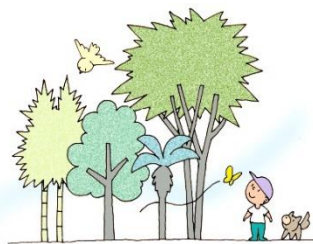
大木が住宅に迫り、枝が電線に接触したり、落ち葉が住宅敷地内に大量に落ちる。



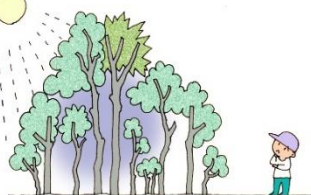
住宅や電線と樹木の間隔がとれるように間伐や枝の剪定を行う。



樹木が生い茂り不法投棄の場や外来動物のすみかになっているところもある。



樹木を間引くなど、住宅街と融合する手入れを行う。



密生して十分に日が届かず生育が悪い。



適度に光が入るように、樹木の間隔を保つための間伐や枝の剪定を行う。

(2) 住宅都市における公園樹木のあるべき姿

① 快適な景観の提供

公園内の樹木は、都市の緑化に貢献し、住民に快適な環境を提供する役割を持つ。そのために、樹木の配置や種類の選定を適切に行い、良好な景観を創造する。

② コミュニティの活性化

公園の樹木の緑陰により、コミュニケーションの場にもなる。公園や広場に植えられた樹木は、地域の人々が集まり、憩いやイベントを楽しむ場を提供する。

③ 防災機能

公園内に適切な配置と密度で植えられた樹木は、風速の低下や火災時の延焼防止など、災害からの保護を促す役割を果たす。



(3) 住宅都市における緑地樹木のあるべき姿

① 生物多様性の促進

緑地にある樹木は生態系にとって重要な役割を果たす。さまざまな生物の生息地や食物連鎖を支え、生物多様性を促進し、鳥や昆虫などの生物が生息できる環境を提供する。

② 快適な住環境の提供

緑地の樹木は夏季や都市熱による地球温暖化の影響を和らげる効果を持つ。

③ 心身の健康促進

みどりとの接触は心身の健康に良い影響を与える。緑地に囲まれた環境では、ストレス軽減やリラックス効果が期待できる。



住宅都市の市立公園等における樹木は、住民の健康に大きな影響を与え、心地よい住環境を提供する。そのため、良好な環境の保全に努める必要がある。

8 市立公園等の樹木の管理の基本方針

樹木の管理にあたっては、それぞれの公園や緑地等の目的に合った、大きさや樹形に維持することを基本とする。

(1) 中・長期的な視点での適正な管理

市立公園等の樹木管理において、中・長期の視点で考えると以下のような項目が挙げられる。

① 樹木の健康管理

樹木の定期的な点検と状態監視を行い、健康状態や成長状況を把握する。必要に応じて、適切な剪定や施肥、病虫害の予防対策を実施し、樹木の長寿命化を図る。

② 樹木の生長予測と剪定計画

樹木の生長予測を行い、中・長期的な剪定計画を立てることで、良好な景観を維持すると同時に、周囲の建造物や歩行者、通行車両への影響を最小限に抑えることができる。成長に合わせた剪定を行うことで、安全かつ良好な状態を保つことができる。

③ 樹木の継続的な管理と更新

樹齢の高い樹木や老朽化が進んだ樹木は、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて伐採・植替え・新たな樹木の植栽などの管理・更新を行う。これにより、公園内の樹木環境を良好な状態を保つことができる。

(2) 市立公園等の種別毎の樹木管理目標

市立公園等の種別毎の樹木管理目標は以下のとおりとする。

① 都市公園、児童遊園・子供広場

子どもの遊び場、地域の活動の場、良好な景観形成を目指した管理を目標とする。

(方針1) 都市環境を良好に保つよう健全に育てる。

ア ヒートアイランド現象の緩和

葉の蒸散作用や緑陰形成により、地表面温度の上昇を抑えるよう育てる。

(方針2) 災害等から住民を守れるよう育てる。

ア 火災の延焼防止

放射熱の吸収等による火災の延焼防止、避難場所を確保するよう外周植栽を健全に育てる。

イ 強風時の樹木事故防止

強風でも折れない枝、倒れない樹木を目指した剪定を行う。

ウ 熱中症、日射病の防止

夏の強い日差しから利用者を守るよう緑陰をつくりだす。

(方針3) 誰もが安心・安全に利用できるよう植栽空間の特性を踏まえて管理を行う。

ア 防犯性の向上

見通し良い樹冠下で、安心して安全に利用できる空間を提供する。

イ 公園の場所に応じた管理

見通し確保や緑陰提供など、公園の場所（出入口、園路、遊び場等）に応じた植栽管理を行う。

ウ 樹木点検、診断

空間管理の視点から樹木の点検・診断を行い、枯れ枝、下枝の除去や間引き、樹勢回復等を行う。

② 緑地・公共緑地、滄浪泉園緑地

生物多様性の確保、良好な景観形成を目指した管理を目標とする。

(方針1) 都市環境を良好に保つよう健全に育てる。

(方針2) 災害等から住民を守れるよう育てる。

(方針3) 誰もが安心・安全に利用できるよう植栽空間の特性を踏まえて管理を行う。

(方針4) 生きものの生息空間、生物多様性の向上を意識した管理を行う。

ア 生きものの生息環境の維持、創出

多様な植栽で構成される公園ならではの特性を活かし、昆虫や鳥等の生息に配慮した管理を行う。

イ 外来種、実生木等の除去

他の植物を被圧するような外来種、実生木等を除去する。

9 市立公園等の樹木の具体的な管理方法

(1) 樹木の健全性及び地域住民の安全性の確保を踏まえた樹木管理

これまで樹木の維持管理は要望や危険性があるものから順に処置等の対応をしていたが、今後は樹木の健全性及び地域住民の安全性の確保の観点から、日常的に点検や剪定等の予防的な樹木管理を行う。

(2) 点検の種類と内容

① 日常点検

現地調査やパトロール時に実施する。点検内容は、目視により変位や異常にかかる状況を把握するもので、点検項目としては以下の内容を実施する。

- ア 折れ枝、枯れ枝
- イ 越境枝
- ウ キノコの有無

② 定期点検

点検頻度を定め、定期的に行われる点検で、点検により変状、異常が確認された樹木はシートへ記録し、同時に樹木全景を観察し、健全度を判定する。健全度に応じ経過観察か伐採等の対応を図る。

点検項目については、日常点検の項目に加え、以下の項目とする。

- ア 深植え
- イ 空洞・腐朽
- ウ 打診音
- エ 樹木の揺れ・傾斜

定期点検により変状や異常のあった樹木は、樹木全体を見て樹形や活力等による健全度を判定した対応を実施する。

●健全度判定別の対応区分

健全度	対 応				
	対応方針	異常なし	経過観察 (中・長期対応)	異常箇所の 処置	伐採等
	具体的な 対応方針	対応なし	日常点検にて 継続的に観察 状況に応じて 剪定、施肥等	剪定、樹皮保護 状況に応じて 伐採	伐採 状況に応じて 更新
A	健全	●			
B	経過観察		●	●	
C	注意			●	●
D	危険				●

(3) 剪定の計画

中・長期的には8 (1) ②で定めた計画に基づき実施する。

ただし、市民からの連絡や日常点検で発見した折れ枝、枯れ枝、越境枝等の処理については計画に関わらず、すみやかに処理することとする。

(4) 公園・緑地の場所別の剪定の考え方

場所別に求められる役割や留意する内容が異なるため、以下のとおりとする。

① 出入口

出入口の視認性、見通しを確保するよう、防犯の観点より、死角を極力排除するように見通しを遮る中・低木は樹高を低く抑え、高木は下枝を除去する。

② 園路

通行や見通しに支障が生じないよう園路沿いの中・低木は樹高を低く抑え、高木の下枝除去、間引きを行う。

③ 遊び場

子どもの視線を遮ったり、死角が生じている中・低木は樹高を低く抑え、高木の下枝除去を行う。木陰の下で安全に遊べるよう、自然樹形での育成、枯れ枝の除去を行う。

④ 敷地境界

隣地への支障、生活環境を確保する視点で管理を行う。日当たりや風通しを阻害している樹木、大木化した樹木の抑制（間引き）、越境枝の除去を行う。

(5) 剪定の時期

樹種や樹木の状態に合わせ、樹木の生育に大きな影響が出ない適期に剪定することとする。花が咲く花木については、適期に剪定することが望ましいが、花芽を残す方法であれば適期以外もやむを得ないものとする。

(6) 剪定の種類と方法

樹木は、市立公園等の種別毎にその目的に合った大きさや樹形に剪定することとし、生垣や玉造り等については、主に刈込剪定とし、目的に即した樹形に剪定する。

剪定の種類としては、例として以下のものが挙げられる。

① 基本剪定

密生した枝や不必要な枝を除去して樹形の骨格をつくるために行う。剪定方法としては、樹種や樹木の状態にもよるが、樹形全体のバランスを考慮しながら、枝おろし、枝透かしなどある程度大きく剪定する。

② 軽剪定

樹冠の整正、混みすぎによる枯損枝の発生防止などを目的に行う。剪定方法としては、枝葉の量を減少させるための切詰めや枝透かしが主体となり、樹形の骨格をつくるような必要以上に大きい剪定は行わない。

剪定の方法としては、例として以下のものが挙げられる。

① 枝おろし

一般に、のこぎりを用いて太枝を切り取ることをいう。太枝の剪定は、樹形や樹勢に与える影響が大きいことから、樹木の状態や将来の樹形を十分考慮しながら行う。留意点としては、切った枝のつけ根が裂けないように、枝の下側にあらかじめのこぎりでひき目を入れた後に切り落とす。また、腐朽菌等の侵入を防止するよう必要に応じ、切断面に防腐処理を施す。

- ② 枝透かし（枝抜き）
枝透かしは、混み過ぎている枝を間引く剪定で、枝抜きともいわれる。樹形を美しく形成するうえで不必要な枝を切り取る。切り取る位置は不要な枝の付け根からとする。また、太枝の剪定等においては、腐朽菌等の侵入を防止するよう必要に応じ、切断面に防腐処理を施す。
- ③ 切返し
切返しは、樹冠を縮小する場合及び樹形から飛び出した枝や剪定瘤ができて見苦しくなった枝を新しい枝に切り替えて更新するために行う。適正な切返し剪定を行うことにより、枝の自然な姿を維持したまま樹形の縮小や作り直しをすることができ。方法としては、長い枝の途中から分岐した短い枝を残し、その枝の付け根から切り取る。
- ④ 切詰め
切詰めは枝を途中で短く切り詰める剪定のことをいい、枝が途中で切り除かれるため、違和感を与える姿になりやすいので、将来の樹形を十分に考慮し、剪定する